

令和4年度 第1回 福岡市町界町名整理審議会

日時：令和4年11月25日（金）10：30～
場所：アクロス福岡 6階 608会議室

会議次第

1 開会

2 議事

東区みなと香椎地区の町界町名整理について

3 閉会

【資料一覧】

- | | | |
|--------------------------|-------|-----|
| ① 福岡市長からの諮問 | ．．．．． | P 1 |
| *みなと香椎地区公称現況図（別図1） | ．．．．． | P 2 |
| *みなと香椎地区町界町名変更（案）（別図2） | ．．．． | P 2 |
| ② 位置図 | ．．．．． | P 3 |
| ③ 町界町名整理地区の概要及び変更内容等について | ．．．． | P 4 |
| ④ みなと香椎地区の変遷 | ．．．．． | P 5 |
| ⑤ 町界町名整理及び住居表示の考え方 | ．．．．． | P 6 |

（参考資料）

- | | | |
|----------------------|-------|-----|
| 福岡市町界町名整理審議会規則 | ．．．．． | P 7 |
| 福岡市町界町名整理審議会の近年の開催実績 | ．．．．． | P 8 |

市区推第 104号
令和4年11月2日

福岡市町界町名整理審議会
会長 有馬 学 様

福岡市長 高 島 宗一郎
(市民局総務部区政推進課)



町の区域及び名称の変更について（諮問）






標記につきまして、東区みなと香椎地区の町界町名整理を実施したいので、下記のとおり諮問します。

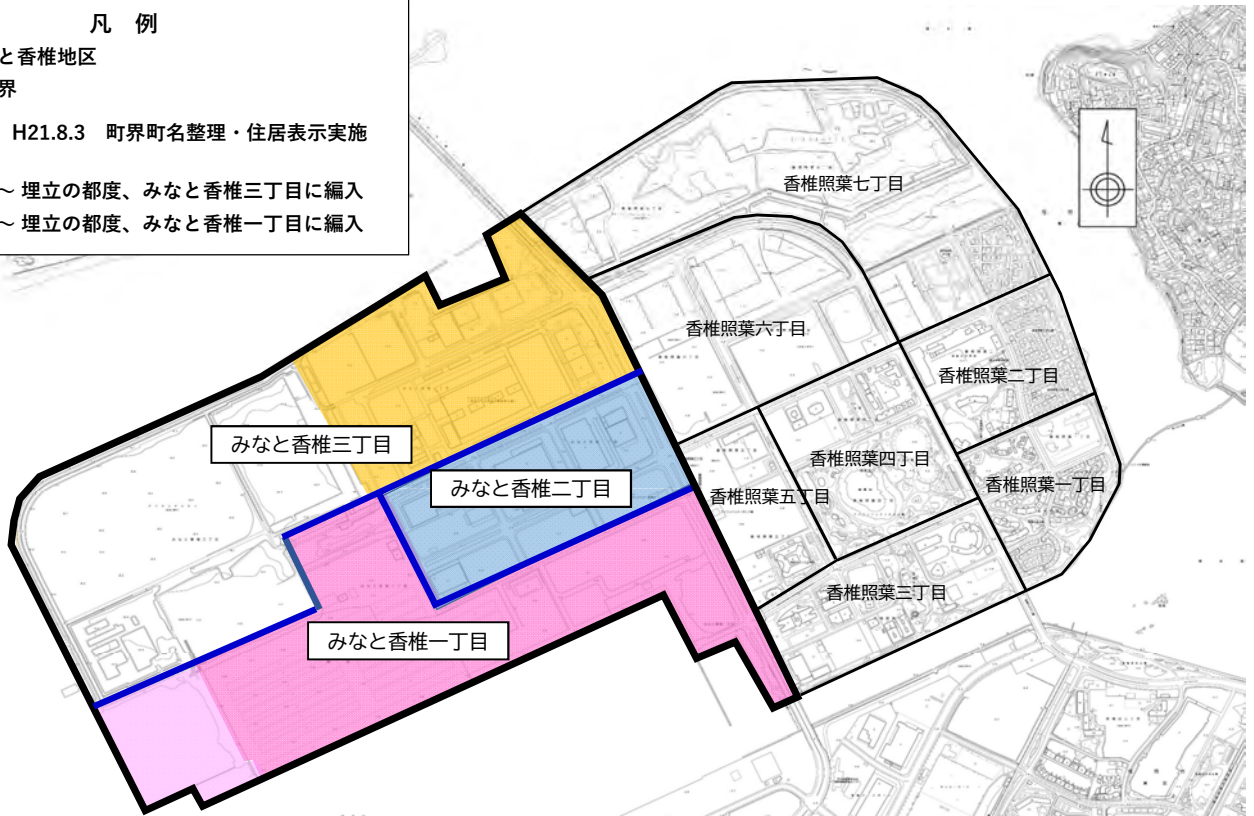
記

東区みなと香椎地区について





別図1（公称現況図）の区域内の町の区域及び名称を別図2（町界町名整理（案））のとおり変更する。

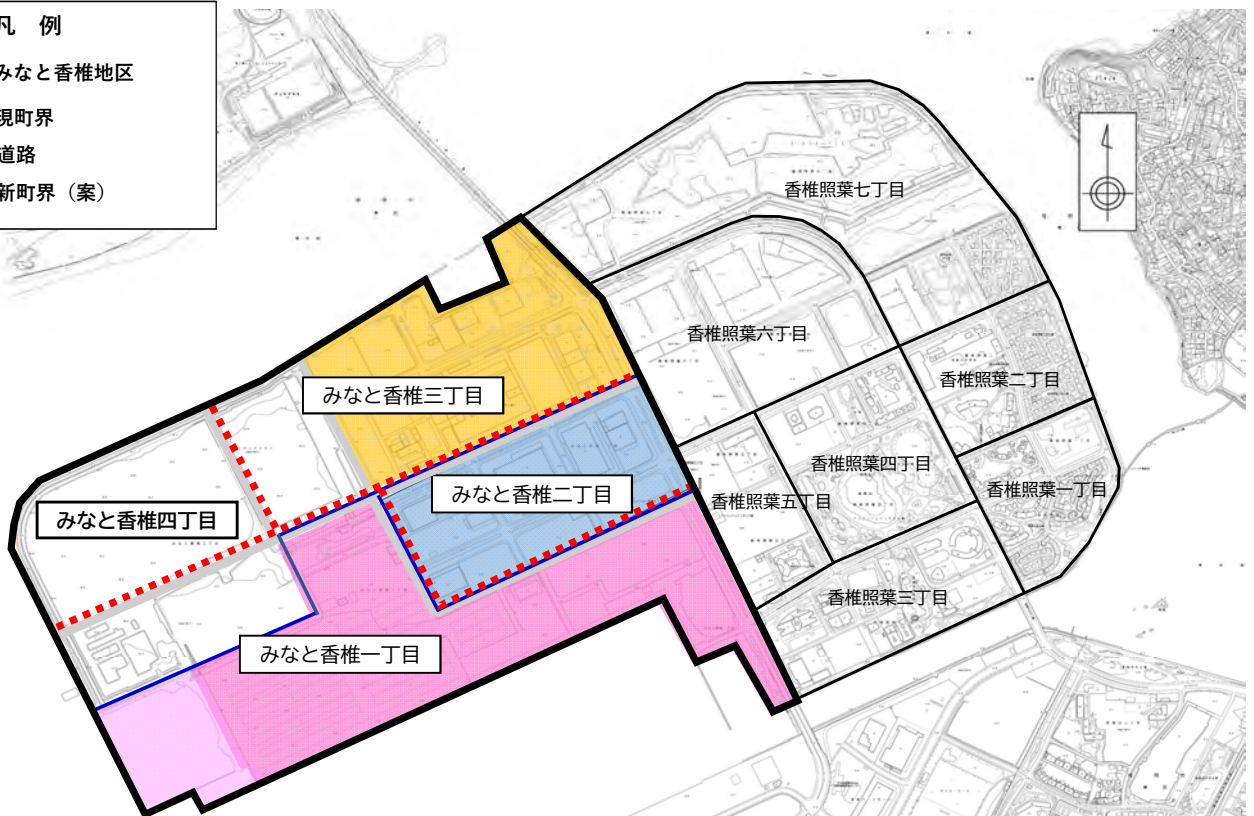
みなと香椎地区 公称現況図

- 凡例
-  みなと香椎地区
 -  現町界
 -  } H21.8.3 町界町名整理・住居表示実施
 -  H26～埋立の都度、みなと香椎三丁目に編入
 -  H31～埋立の都度、みなと香椎一丁目に編入

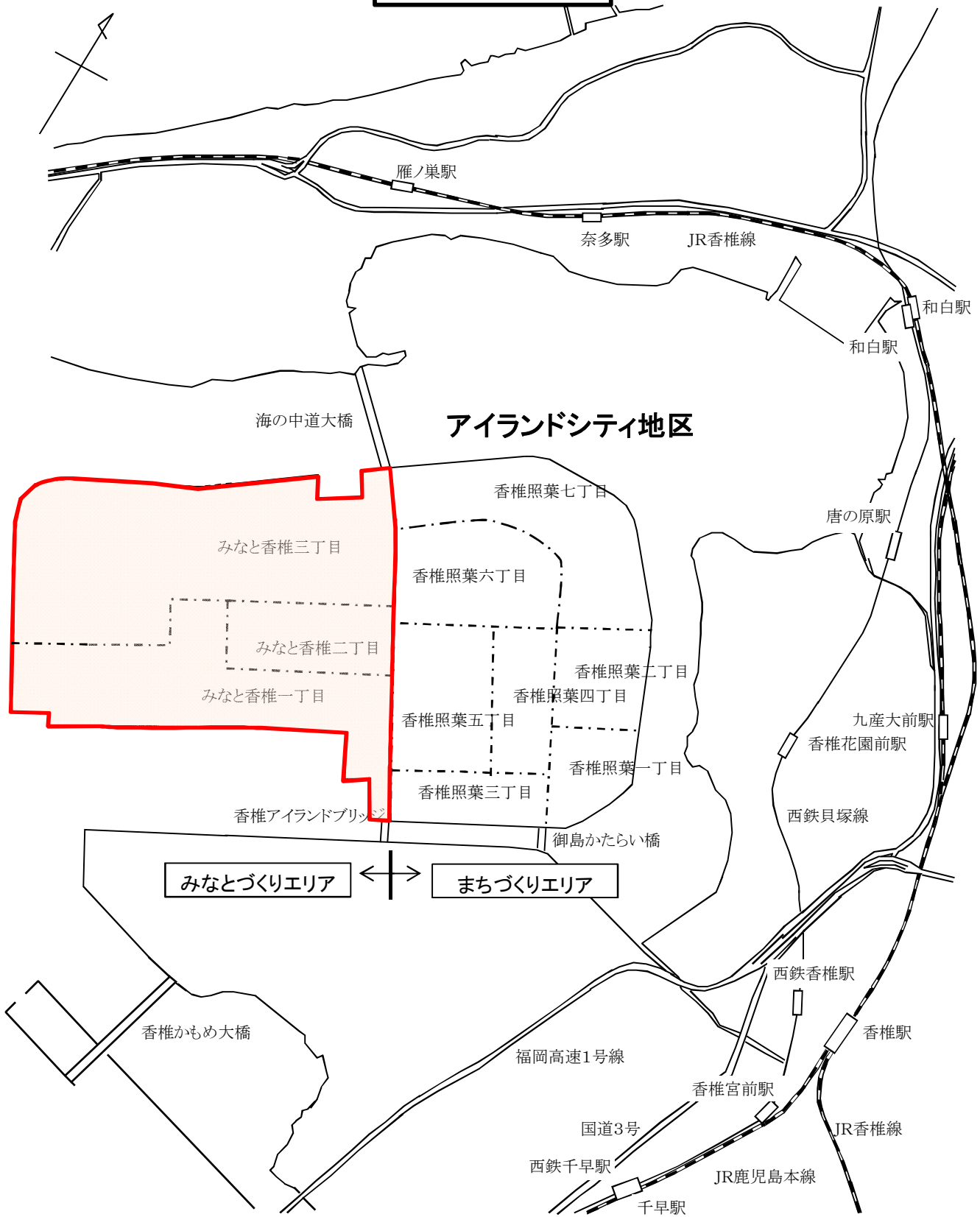


みなと香椎地区 町界町名整理 (案)

- 凡例
-  みなと香椎地区
 -  現町界
 -  道路
 -  新町界 (案)



位置図



町界町名整理地区の概要及び変更内容等について

1 みなと香椎地区（アイランドシティ みなとづくりエリア）の概要

町名	町名の読み方	面積 (ha)		
	ローマ字のつづり	平成21年8月3日 町界町名整理時	現況	変更案
みなと香椎 一丁目	みなとかしい いっちょうめ	62.3	73.5	87.8
	Minato - kashii 1-chome			
みなと香椎 二丁目	みなとかしい にちょうめ	27.4	27.4	27.4
	Minato - kashii 2-chome			
みなと香椎 三丁目	みなとかしい さんちょうめ	43.0	107.9	56.0
	Minato - kashii 3-chome			
みなと香椎 四丁目（新設）	みなとかしい よんちょうめ			37.6
	Minato - kashii 4-chome			
計		132.7	208.8	208.8

※平成21年8月3日の町界町名整理について

埋立竣工の都度香椎浜三丁目に編入してきた本地区及び香椎パークポート地区（現：香椎浜ふ頭地区）について、時期を合わせ町界町名整理を実施したものを。

※町名の「みなと香椎」については、市民公募（H17.5 実施）の結果をもとに、町界町名整理審議会に諮り決定。

※みなと香椎一丁目及び三丁目の現況面積は、平成21年8月3日の町界町名整理実施後に、暫定的に編入してきた埋立地の面積を加えたもの。

2 変更の理由

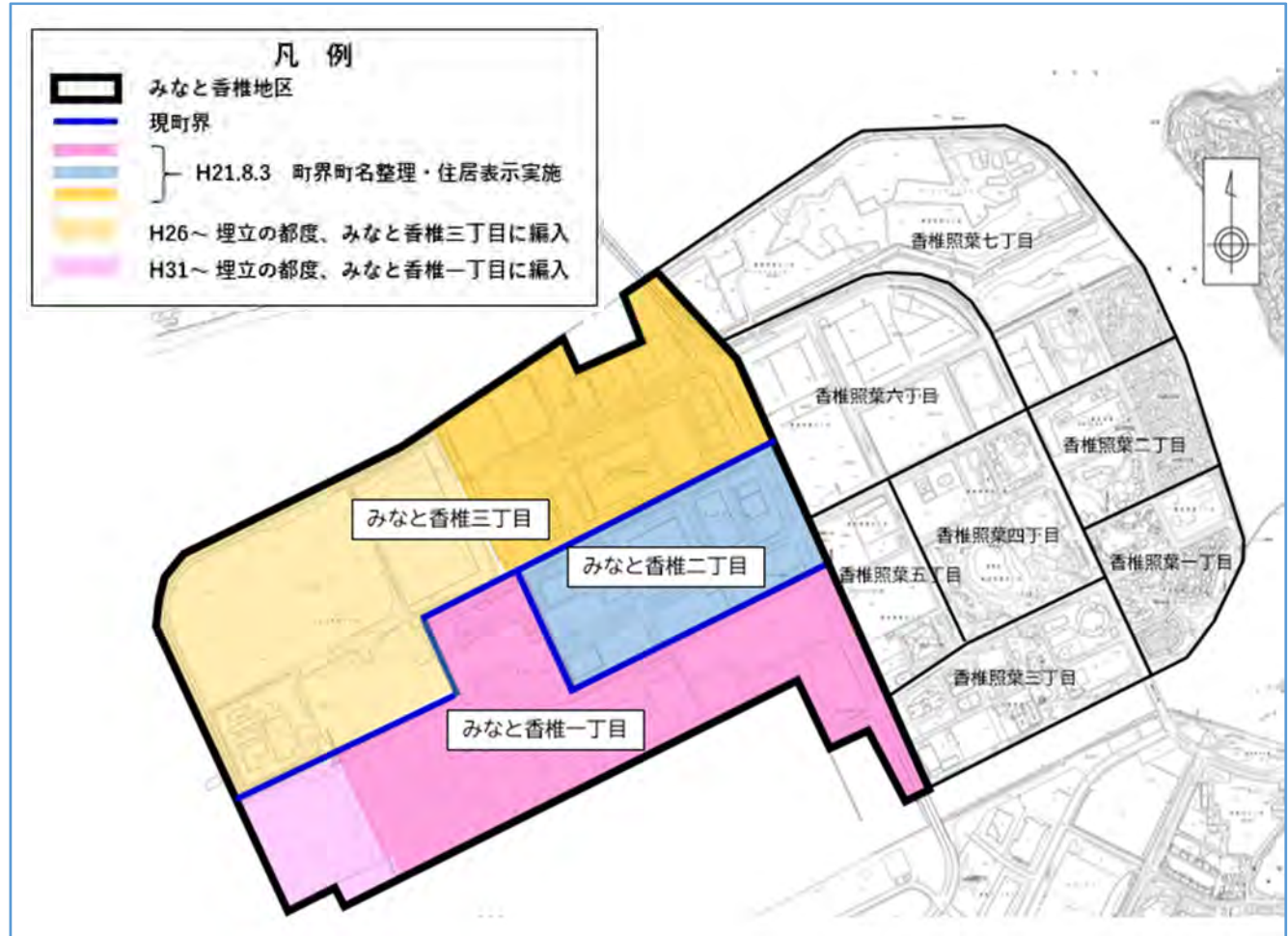
- みなと香椎地区（アイランドシティ みなとづくりエリア）については、平成21年8月3日に町界町名整理及び住居表示を行ったところであるが、その後に埋め立てられた部分については、慣例により暫定的に隣接する町（みなと香椎一丁目及び三丁目）に編入を行ってきた。
- 現在、同地区については、新たに道路が整備されるなど基盤整備が進むとともに、土地分譲完了の見通しがたったところであり、令和6年以降に予定されている国及び関係団体等の事業開始時期に合わせ、改めて町界を整理するとともに、みなと香椎四丁目を新設するもの。

3 変更の内容

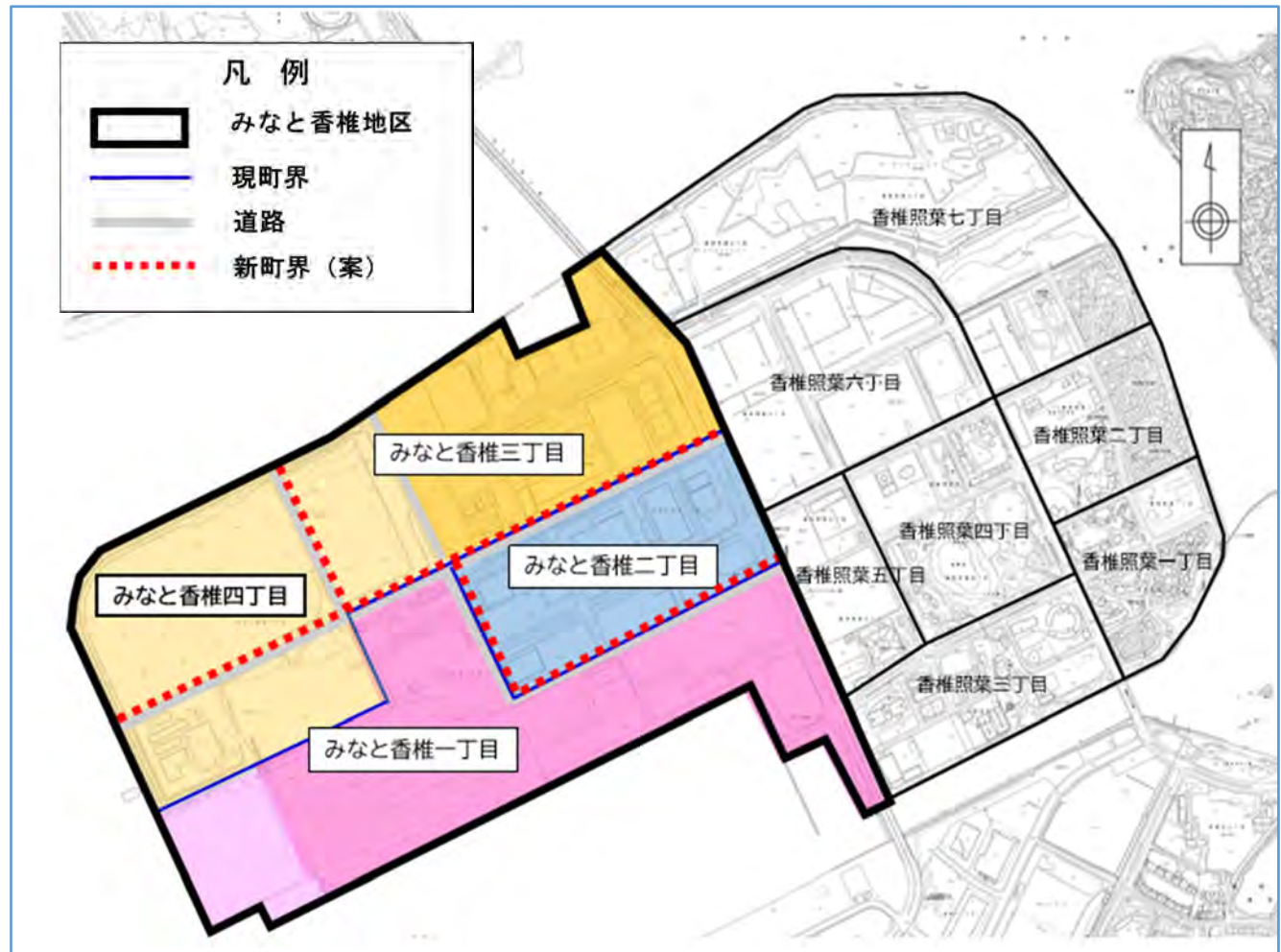
- 現「みなと香椎三丁目」部分については、面積が広大かつ道路の整備が進んだことから、東側を「みなと香椎三丁目」とし、西側については町（「みなと香椎四丁目」）を新設する。三丁目と四丁目の町界については、すでに竣工し操業中の建物があるエリアと、今後、建物の竣工が予定されているエリアとの境界を南北に走る道路とすることで、住居番号設定済みの事業者に住所変更による負担や不利益が生じないようにする。
- 現在の「みなと香椎一丁目」と「みなと香椎三丁目」の西側（四丁目に変更予定部分）の町界については、埋立工事の経緯により工区の境界線が町界となっているが、町割りの原則に則り、現町界の北側を平行して走る道路を町界とするよう改める。
- 「みなと香椎一丁目」については、面積が大きいですが、敷地内は全てコンテナターミナル等のふ頭用地として一体的に利用されるものであり、街区が形成される予定はないことから、町の分割は行わないこととする。

○みなと香椎地区の変遷

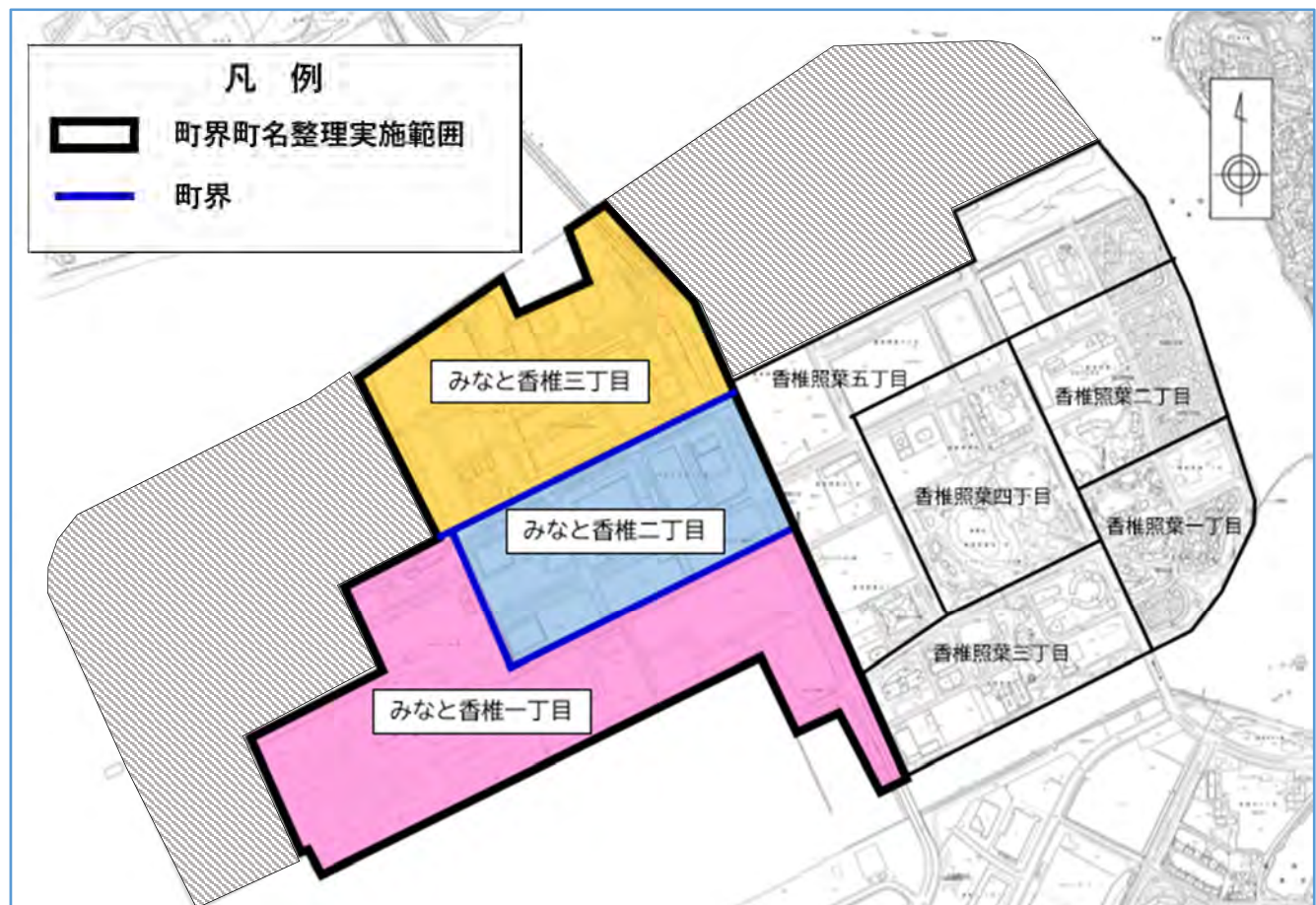
公称現況図



町界町名整理(案)



※参考
平成 21 年8月3日
町界町名整理実施時

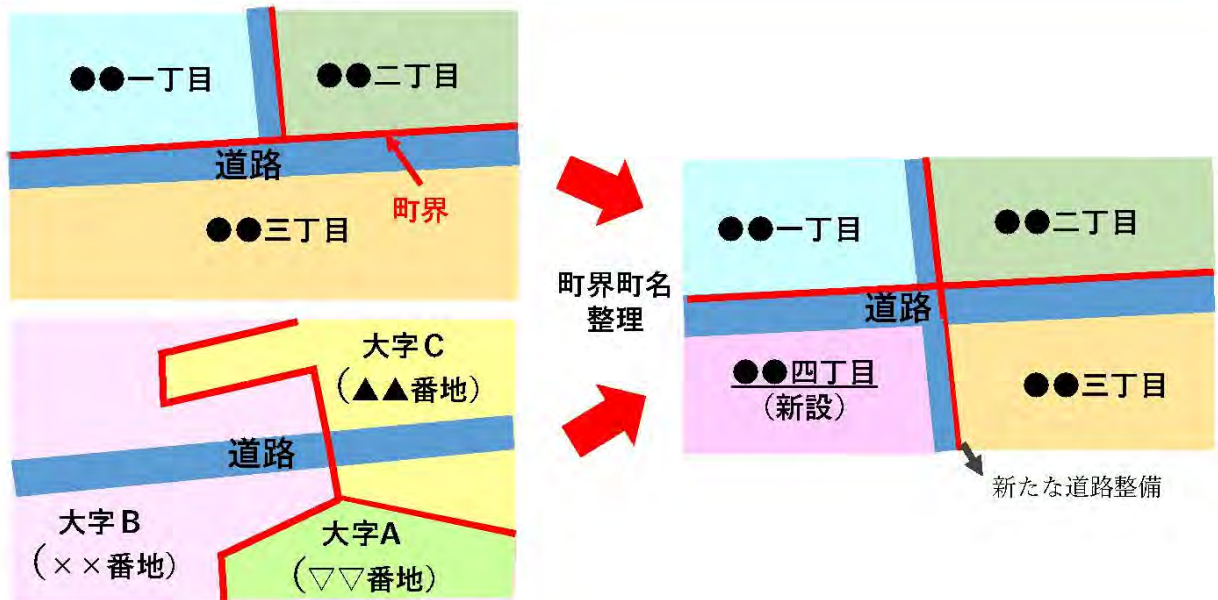


町界町名整理及び住居表示の考え方

町界町名整理とは？

「町界町名整理」は、複雑でわかりにくい町または字の区域（大字〇〇など）を、道路・河川・水路・鉄道等の明確な地形・地物によって、わかりやすく、また、各町が一定基準の面積になるよう町界を整理しなおし、連続性を持った町名（〇〇×丁目）をつけるものです。

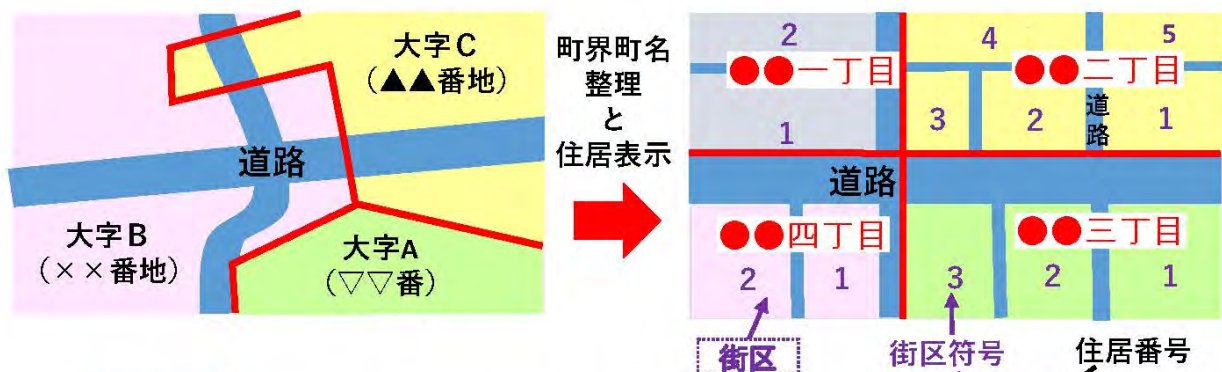
- ◆町の規模 地域の性格、隣接地域の状況、用途地域別、人口、家屋の密度、地形等を勘案して実施し、適当な規模に定めています。
- ◆町の名称 なるべく従来の名称に準拠し、由緒あるもの、親しみ深いもの、語調の良いもの等から、実施地区の住民の皆様との協議を踏まえて採用しています。
全市を通じて同一町名は採用せず、類似や紛らわしい町名、単独町名は避けることとしています。



住居表示とは？

「住居表示」は、市街地において、住所の表し方を「地番」から「街区符号」と「住居番号」に変えることにより、郵便物等の遅配や誤配を防いだり、訪問者や緊急車両等にとって住所がわかりやすくなるように、「住居表示に関する法律」に基づいて実施します。

福岡市では、基本的に市街化区域を対象としているため、土地区画整理の実施時などに、町界町名整理と併せて実施しています。



例えば 西区 大字A 250番地 ⇒ 西区 ●●三丁目3番3号

○福岡市町界町名整理審議会規則

昭和35年10月27日
規則第78号

(目的)

第1条 この規則は、福岡市附属機関設置に関する条例（昭和28年福岡市条例第70号）第4条の規定に基き、町界町名整理審議会（以下「審議会」という。）の位置、所掌事務、組織、委員その他の構成員及びその運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(位置)

第2条 審議会は、市民局総務部区政推進課内に置く。

(所掌事務)

第3条 審議会は、町界町名整理事業に関する重要事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、その意見を答申するものとする。

(組織)

第4条 審議会は、委員18人以内で組織する。

2 前項の委員のほか、審議会に、区画整理事業施行地区等特定の地域に関する調査審議について必要があるときは、6人以内の特別委員を置くことができる。

(委員)

第5条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 関係官公庁の職員
- (3) 商工会議所議員
- (4) 学識経験者
- (5) 市職員

2 特別委員は、関係土地区画整理審議会の委員及び当該地域の町界町名に特に関係のある前項各号（第4号を除く。）に掲げる者のうちから市長が任命する。

(任期)

第6条 前条第1項第4号に掲げる者のうちから任命された委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第1項第1号から第3号まで又は第5号に掲げるもののうちから任命された委員は、任命したときの職に在職する期間中委員として在任するものとする。
- 3 特別委員は、その関係する特定の地域に関する審議会の調査審議が終つたときは、その職を失なうものとする。

(会長)

第7条 審議会に会長を置き、委員の互選によつて定める。

- 2 会長は会務を総理する。
- 3 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、会長があらかじめ指定する委員が会長の職務を行う。

(会議)

第8条 審議会は、委員（特別委員を含む。）の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員（特別委員を含む。）の過半数で決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、市民局総務部区政推進課において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

福岡市町界町名整理審議会の近年の開催実績

年度	月	審議地区	新町名等
平成 16	9	西区大字金武・西入部地区	室見が丘一～三丁目
17	6	東区香椎浜三丁目 (アイランドシティ) 地区	香椎照葉一～五丁目、 みなと香椎
	1	西区田尻地区	富士見一～三丁目
18 19	開催実績なし		
20	11	東区香椎浜三丁目(香椎パークポート、 アイランドシティ) 地区	香椎浜ふ頭一～四丁目、 みなと香椎一～三丁目
21 22	開催実績なし		
23	12	東区香椎照葉地区	香椎照葉六～七丁目
24	5	西区元岡土地区画整理事業地区	九大新町
	12	西区今宿・女原・徳永地区	今宿西一丁目、西都一～二丁目、 女原北、北原一丁目、徳永北
25～ 令和2	開催実績なし		
3	10	西区徳永・田尻地区	北原二丁目、田尻二～三丁目 田尻東一～四丁目、 学園通一～三丁目、丸川一～二丁目